

第1 感染防止対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。院内感染防止対策を全従業員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう、本指針を作成するものである。

第2 感染防止対策部門及び院内感染管理者の設置

医師	宇都宮嘉明
看護師	森田美佳
理学療法士	城石涼太

- (1) 各部門の院内感染管理者は、感染防止に係る日常業務を行うとともに、1週間に1回程度定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行い、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行うこと。
- (2) 各部門の院内感染管理者は、連携する医療機関(感染対策向上加算1届出)の主催する院内感染対策に関するカンファレンスに年2回参加する。
- (3) 院内の抗菌薬の適正使用について、連携する医療機関から助言を受けること。
- (4) 新興感染症の発生や院内アウトブレイクの発生時等の有事の際の対応を想定した地域連携に係る体制について連携する医療機関と協議すること。

第3 感染防止管理体制

院内感染管理者は、次に掲げる院内感染防止対策を行う。

- ① 院内感染防止対策指針及びマニュアルの作成・見直しを行い各部署に配布する
- ② 院内感染防止対策に関する資料の収集と職員への周知
- ③ 職員研修の企画(年2回程度)
- ④ 異常な感染症が発生した場合は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。
- ⑤ 患者の疑問、不安等の日常的な把握に関する事項

第4 職員研修

- (1) 院内感染防止対策の基本的考え方及びマニュアルについて職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- (2) 職員研修は、就職時の初期研修1回のほか、年2回全職員を対象に開催する(外部研修でも可)。また、必要に応じて随時開催する。
- (3) 研修の開催結果又は外部研修の参加実績を記録・保存する。

第5 院内感染発生時の対応

- (1) 院内アウトブレイクまたは新興感染の発生時は、院長に報告する。
- (2) 院長は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。届出が義務付けられている感染が発生した時は速やかに保健所へ届出を行うこと。

第6 院内感染対策マニュアル

別紙、院内感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底など感染対策に常に努める。

第7 患者への情報提供と説明

- ① 本指針は院内に掲示し、当院ホームページにおいても一般公開する。
- ② 疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で、協力を求める。